二　登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同条第五項の変更登録の申請をした場合を除く。）

第二十二条第二項中「第二十条第四項」を「第二十条第八項」に改める。

第二十三条第四項第二号イ中「陳列」を「陳列若しくは広告」に改める。

第二十九条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者

第五十八条第三号中「又は第二十条第四項」を「、第二十条第五項の変更登録、同条第七項の登録票の書換交付又は同条第八項」に改める。

第六十三条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第一条、第二条第一項、第四十七条第二項及び第五十三条の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定　公布の日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　公布の日から起算して二十日を経過した日

（登録に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十条第三項の規定により交付された登録票は、第二条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

第三条　この法律の施行の際現に新法第二十条第二項第一号に掲げる事項に変更を生じている者については、同項中「当該変更が生じた日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日」とする。

第四条　この法律の施行の際現に登録に係る新法第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じている場合についての新法第二十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「その日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第八条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「第六十三条第五号」を「第六十三条第六号」に、「又は第二項」を「、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第三項」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の改正規定中「第五十八条第一号」を「第五十七条の二」に、「、第五十九条第二号」を「、第五十八条第一号」に、「、第六十二条第一号」を「若しくは第二号」に、「第六十三条第六号」を「第六十三条第五号」に、「第六十五条」を「第六十五条第一項」に改める。

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　未判定外来生物（第二十一条―第二十四条）」を「第四章　未判定外来生物（第二十一条―第二十四条の二―第二十四条の四）」に改める。

第二条第一項中「となる生物（」の下に「その生物が交雑することにより生じた生物を含む。」を加える。

第四条第二号中「第三章」を「次章」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第九条の見出しを「（放出等の禁止）」に改め、同条中「放ち、植え、又はまいて」を「放出、植栽又は種（以下「放出等」という。）をして」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合

二　次章の規定による防除に係る放出等をする場合

第九条の次に次の二条を加える。

（放出等の許可）

第九条の二　次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3　主務大臣は、前項の申請に係る放出等の目的が第一項に規定する目的に適合し、かつ、当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないものであることその他の主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4　主務大臣は、第一項の許可をしたときは、主務省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

5　第一項の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

6　第五条第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

（措置命令等）

第九条の三　主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、第四条、第五条第五項、第八条若しくは第九条の規定又は第五条第四項（前条第六項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者に対して、その防止のため必要な限度において、当該特定外来生物の飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。